

組合員証シリーズ 組合員証・被扶養者証の検認のお知らせ!

お問い合わせ ☎
給付班 043-223-4118

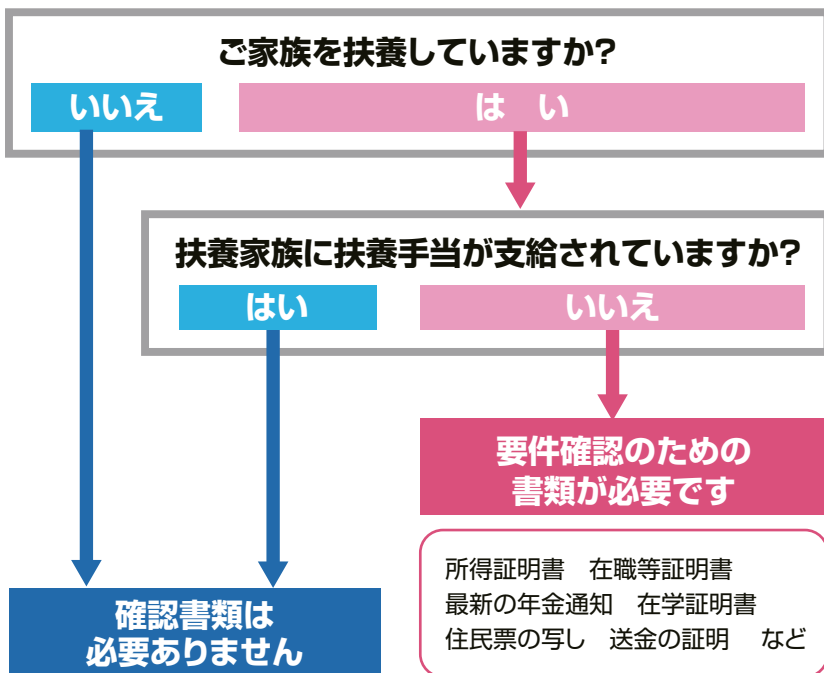
今年も組合員証等の検認を実施します。ご家族を扶養している方は、資格確認のための書類をそろえていただくことがあります。

詳しくは、所属所の事務担当者にお問合せください。

実施時期 平成30年9月～10月

確認内容 組合員証・被扶養者証の記載事項等に誤りがないか。
被扶養者の要件を備えているか等。

チェックフロー



遡及して取消しになると、医療費の返還が必要になることもあるので、認定要件は常に確認しましょう。



扶養しているご家族に収入がある場合は、検認の前に確認してみましょう

収入限度額以上を受給していたら、検認を待たずに所属所を通じて速やかに被扶養者の取消申告をしてください。
なお、扶養手当が支給されている者でも、パート・アルバイト等をしていて月収108,334円以上を3か月連続して受給した場合は、被扶養者としての要件を欠くことになるので、取消申告をしてください。

年間の収入限度額	年 額	月 額
障害を事由とする公的年金受給者	180万円未満	150,000円未満
60歳以上の公的年金受給者		
上記以外の方	130万円未満	108,334円未満

※年金には、「共済年金」・「厚生年金」・「個人年金(企業年金等)」のほか、「非課税の遺族年金」・「障害年金」などいろいろな種類があります。

※収入とは、「所得税法上の所得」ではなく、「年間の恒常的な収入の総額」をいいます。

なお、課税・非課税に関係なく、通勤手当等も含まれます。